

行田中学校STS規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、船橋市立行田中学校STS(Students Teacher Supporters)と称し、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、大人、地域、教職員が協力して、家庭と学校と地域と連携し、生徒の心身ともに成長をはかる事を目的とする。

(方 針)

第 3 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
生徒の教育及び福祉のために活動する諸団体と協力する。
(1)特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
(2)個人的な行動は行わない。

(会 員)

第 4 条 本会は、次の者を会員とする。
(1)本校生徒の父母またはこれに代わる保護者(OB)、大人。
*保護者 OB は、運営協議会に推薦されたものとする。
(2)本校に勤務する教職員。

(会 費)

第 5 条 本会の会員は会費を納めるものとする。
(1)会費は1世帯年額3,000円とする。

第2章 経 理

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費その他の収入によって支弁される。
第 7 条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
第 9 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び任務

(役 員)

第 10 条 本会の役員は次のとおりとする。
(1)会 長 1名
(2)副 会 長 3名以上 (内 1名教頭)
(3)会 計 2名以上
(4)書 記 2名以上
(5)会計監査 2名
(6)顧問(相談役) 若干名

(役員を選出)

第 11 条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 中学校区の小学校役員(会長・副会長・書記・会計・会計監査・530推進委員・青少年補導委員)は重複しない。
- (2) 会長は、学校運営委員会の承諾をとる。
- (3) 副会長、会計、書記、会計、会計監査は総会で選出する。
- (4) 青少年補導委員は学校長推薦とする。
- (5) 顧問は、会長、副会長等を経験し、又は、地域との連携が深い者で会の運営全体に関して、十分な経験と知識があるものとし、会長が指名した者。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
*保護者 OB は、子どもが卒業して2年満了とする。

(役員任務)

第 13 条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
- (2) 会長は、学校運営協議会に属する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これに代わる。
- (4) 会計は会計事務、副会長の補佐をする。
- (5) 書記は総会、委員会の議事を記録し、庶務を行う。また、副会長の補佐をする。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
- (7) 役員は活動の妨げとなる行為をした時、役職を個人として使用した時、活動に参加意欲が無い時は「解任」とする。
- (8) 顧問は、会長に対し会の適切な運営のために助言や支援をおこなう。

第4章 組織及び運営

(組 織)

第 14 条 本会は、第2条の目的を達成するため、総会、全体委員会、総務委員会をおく。

- (1) 活動計画は、年度毎に学校運営協議会過半数の承認を得る。
- (2) その他、活動を必要とするときは協議会を経て承認を得る。

(議 会)

第 15 条 議会は、次のとおりとする。

- (1) 総会、全体委員会、総務委員会とする。

(委 員)

第 16 条 委員は、次のとおりとする。

- (1) 学年委員
- (2) 文化委員
- (3) 校外委員

(委員の選出と任期)

第 17 条 委員の選出は、次のとおりとする。

(1) 各クラスより、委員を選出する。

- ・学年委員は各クラス2名
- ・文化委員は各クラス1名
- ・校外委員は各クラス1～2名
- ・同時期に他学校での会長、副会長、会計、書記、
会計監査、青少年補導委員、530推進委員は免除。

*町会の役員、部活動などの役員は免除の対象としない。

任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 委員に欠員を生じた場合は、各委員会、各クラスにおいて検討する。

任期は前任者の残任期間とする。

(3) 保護者が会員の限り、各家庭1回とする。

(委員の任務)

第 18 条 委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 委員は、各委員会に出席し、議事を審議し仕事を行う。

(総 会)

第 19 条 総会は、次のとおりとする。

(1) 総会は、本会最高の決議機関で会員の過半数の出席をもって成立する。

但し、委任状を含む。

(2) 総会における議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(3) 定期総会は、年度の初めに開くものとする。なお、臨時総会は会員の1/3以上の要求があったとき、また委員長が必要と認めたとき開催する。

(全体委員会)

第 20 条 全体委員会は、次のとおりとする。

(1) 全体委員会は、役員、委員、校長、教務主任をもって構成する。

開催は会長が必要と認めたときとする。

(2) 全体委員会は総会につぐ決議機関で会務を審議し執行する。

(総務委員会)

第 21 条 総務委員会は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会は会長、副会長、会計、書記、校長をもって構成する。

(2) 学校との連携、必要な活動、各委員会の運営を行う。

(学年委員会)

第 22 条 学年委員会は、次のとおりとする。

(1) 学年委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。

(2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(文化委員会)

第 23 条 文化委員会は、次のとおりとする。

(1) 文化委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。

(2) 学校との連携に必要な活動を行う。

(校外委員会)

第 24 条 校外委員会は、次のとおりとする。

- (1) 校外委員会は、1学年、2学年、3学年で構成する。
- (2) 生徒の校外生活の安全対策活動を行う。

第5章 規約改正

第 26 条 規約を改正するときは、総会の議決を必要とする。

付 則

1. 本会の運営について必要な事項は、運営委員会で別に規定を設ける。
2. 本規約は令和6年4月に制定実施する。

規 定

本会は、付則1にもとづき慶弔、表彰、特別会計、選考規定を次のとおり定める。

[慶弔規定]

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| 1. 教職員(会員)の婚姻、出産のとき。 | 5,000円 |
| 2. 会員、生徒が死亡したとき。 | 10,000円 |
| 3. 教職員(会員)の配偶者または一親等の血族が死亡したとき。 | 5,000円 |
| 4. その他、慶弔の必要が生じたときは、総務委員会で適宜決定する。 | |

[特別会計規定]

この規定は、規約第2条に基づき、特別会計について必要な事項を定める。

1. 部活動支援について

- (1) 部活動顧問の要望に応じ、特別会計の一部を部活動に必要な物品購入の補助に充てる。
- (2) 援助枠は上限を100,000円とし、協議を経て決定する。
- (3) 関東大会・全国大会において、20名まで40,000円、21名以上50,000円、個人10,000円を賞賜金とする。

その他必要と認められる場合は、運営委員会で協議して決定する。

[選考規定]

総会で選出される会長、副会長、会計監査の推薦手続きを次のとおりと定める。

(選考委員会)

選考委員会の構成及び任務は次のとおりとする。

(1) 選考委員会の構成

- ・ 総務委員会より委員長を選出。
- ・ 立候補者は除く。

委員長は同委員の互選により決定する。

選考委員が候補者として推薦された場合は、委員会から脱退する。

(2) 選考委員会の任務

- ・ 選考委員会は、運営委員会の立場から責任をもって推薦候補者を選出する。
- ・ 選考委員会は推薦候補者が決定した場合、その者の内諾を得なければならない。